

大阪・関西万博兵庫棟（仮称）等展示設計・制作業務 仕様書

1. 目的

2025年に開催される大阪・関西万博（以下、「万博」という。）に向け、兵庫県は関西広域連合が出展する関西パビリオン内の県独自展示スペース（以下、「兵庫棟（仮称）」という。）、及び兵庫県立美術館ギャラリー棟3階ギャラリー（以下、「兵庫県立美術館ギャラリー」という。）において、兵庫の有する多彩な魅力を発信し、県内各地への誘客に繋げるため、展示構成や展示概要、運営計画などの基本的な方針を定めた展示基本計画を令和5年3月に策定した。

本業務は、この基本計画に基づき、展示設計・制作を行うことを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

大阪・関西万博兵庫棟（仮称）等展示設計・制作業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3. 展示設計・制作・設置の対象

(1) 展示会場

ア 関西パビリオン「兵庫棟（仮称）」

- ・所在地 大阪府大阪市此花区夢洲 大阪・関西万博会場内
- ・展示面積 約160㎡

※建築完了予定 令和6年7月頃

※現場での展示設置開始時期は、関西広域連合との調整後に決定する。

イ 兵庫県立美術館ギャラリー棟3階ギャラリー

- ・所在地 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1丁目1-1
- ・展示面積 約620㎡（12m×52m、高さ7.2m）

※生花、動植物、土、砂等、美術館の展示環境に悪影響を及ぼす可能性のある展示は不可とする。

※館内全てのスペースにおいて、火気の使用は禁止とする。

※展示に必要なWi-Fiの設置が別途必要となる。

※現場での展示設置開始時期は、兵庫県立美術館との調整後に決定する。

(2) 展示予定期間

令和7年4月13日～10月13日

4. 業務内容

展示設計・制作業務に関する基本的な考え方については、「大阪・関西万博兵庫棟（仮称）等展示基本計画書」を参照すること。

(1) 展示設計業務

①基本設計業務

- ア 展示内容、演出手法・設備計画の確定
- イ 展示シナリオ、展示構成リスト作成
- ウ 平面計画（全体的な構成と配置、動線計画）作成
- エ 基本設計図等作成

②実施設計業務

上記①を県が承認した上で、以下の業務を行う。

- ア 工種別細目の確定（意匠、造作、グラフィック、造形・模型・設備、映像・情報装置、映像・情報コンテンツ、演出照明）
- イ 実施設計図等作成（意匠図（平面図・立面図・断面図）、造作図、グラフィック図、造形・模型・設備・展示装置図、映像・情報装置図、映像・情報コンテンツ等シノプシス、演出照明・電気設備図）
- ウ イメージパース、コーナースケッチの作成
- エ 展示制作費予算内訳書作成
- オ 維持管理予算設計内訳書作成
- カ 運営費概算作成
- キ 展示制作の工程計画作成

(2) 展示制作設置業務

- ア 意匠・展示造作
- イ グラフィック
- ウ 展示造形・模型
- エ 映像・情報装置
- オ 映像・情報コンテンツ
- カ 演出照明
- キ 兵庫棟（仮称）及び兵庫県立美術館ギャラリー棟等での展示設置

(3) 展示運営に必要な人員体制に関する検討

(4) 留意事項

- ア (1)～(3)の業務に必要な関係官公署等との協議、各種打ち合わせ、資料作成、その他業務上必要となった事務等に協力すること。
- イ 展示品等の構造・デザインは、ユニバーサルデザインと操作性、安全性に配慮したものとすること。
- ウ 効率的な運用を前提とした展示設計・展示制作を行うこと。

エ 展示品等に使用する素材や機器は、SDGs の理念を考慮し、環境に配慮したものとするよう心がけること。

オ 万博会期終了後の展示の利活用に配慮した上で展示設計・制作業務を行うこと。

5. 成果品

(1) 成果品

ア 基本設計説明書、基本設計図面 3部

イ 実施設計説明書、実施設計図面 3部

ウ 制作図面、竣工図面 3部

エ 制作コンテンツデータ

オ 機器等の取扱説明書、保証書 3部

設置物の保守点検仕様書及び保守点検更新費用等の見積書

カ 上記ア～オにかかる電子データ 一式

※成果品としての PDF データの他、編集可能なデータもあわせて提出すること。

(2) 納品先

兵庫県企画部万博推進局万博推進課

(3) 納品期限

県と協議の上、決定する。

6. 著作権

(1) 受託者は、成果品に使用するすべてのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。

(2) 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、兵庫県に帰属し、本業務終了後においても兵庫県が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

7. その他要件等

(1) 受託者は、委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(2) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、県と協議した上で、業務実施に係る業務計画書を作成し、県の承認を得るものとする。

(3) この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担すること。

(4) 受託者は、本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。

- (5) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、県の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 受託者は、本業務の実施に当たり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議の上、決定するものとする。